

【概要】令和8年度 丹波市周遊バス旅行促進事業補助金について

【丹波市外発着限定】借り上げたバスで丹波市内の観光施設等を2箇所以上訪れ、丹波市内で昼食・夕食のいずれかをとる旅行に補助金を交付します！！
※借り上げたバスとは、道路運送法に基づく貸切バス事業者が運行する貸切バスを利用した旅行です。



補助対象者

- ◆丹波市での観光旅行を企画する旅行業法登録の旅行業者
- ◆丹波市での観光旅行を実施する団体

補助要件

- (1) 借り上げたバスにより、**丹波市内**の観光施設を**2箇所以上**、または市内の道の駅1箇所及び観光施設を1箇所以上訪問すること。(個店は不可)
- (2) 丹波市内において、上記(1)の訪問先以外の施設で食事をとること。
- (3) 1回あたり**10人以上**が参加すること。(運転員・添乗員は含まない)
- (4) **他の公的助成を受けていない**旅行であること。
- (5) 令和8年4月8日(水)から令和9年2月28日(日)までに実施する旅行であること。
- (6) **丹波市外発着の旅行に限る**。(丹波市内発着の旅行は補助対象外)
- (7) 期限内に申請書、実績報告書及び必要な添付書類を提出できること。

提出期限

- ・申請書類・・・旅行実施日の1週間前まで。
- ・報告書類・・・旅行日から30日以内。但し、最終提出期限は令和9年3月20日(土)までとする。

※本補助金における借り上げたバスとは、**道路運送法に基づく一般貸切旅客自動車運送事業者が運行する貸切バスを利用した旅行**を対象としています。

【その他の利用要件】

◆次に掲げる旅行は対象外

- ① 学校行事として実施する旅行
- ② 国もしくは地方公共団体が実施する視察・研修旅行
- ③ 宗教活動又は政治活動を目的とする旅行
- ④ 丹波市内発着の旅行

◆同一申請者の申請回数は同一年度において最大3回まで

◆同一旅行予定日で複数の申請は不可

◆**補助金の受取口座は、団体名義の口座に限る。(個人口座は不可)**

補助金額

補助金額

45,000円

※本補助金は、予算の範囲内で実施

申請受付

【受付期間】

申請受付期間は次のとおりとし、旅行実施予定日の1週間前までに、オンラインの書類提出フォームもしくは丹波市商工観光課へ郵送で申請書類を提出すること。

前期	旅行実施日： 令和8年4月8日(水)～令和8年9月30日(水) 申請受付： 令和8年4月1日(水)～令和8年9月23日(水)
後期	旅行実施日： 令和8年10月1日(木)～令和9年2月28日(日) 申請受付： 令和8年8月1日(土)～令和9年2月19日(金)

注意事項

(1)補助金受取口座について

丹波市周遊バス旅行促進事業補助金交付申請書の団体名又は旅行者名と債権者登録申請書の口座名義人は同じであること。(補助金受取口座は、団体名義の口座に限る)

(2)実績報告時に必要な添付書類について

旅行実施後、期限内に実績報告書及び必要書類を提出すること。

報告に必要な書類は下記の通り。

- ①丹波市内で立ち寄った観光箇所の領収証または日付入写真(参加者が写っているもの)※2箇所以上
- ②食事代の領収証の写し(領収書宛名は補助金申請者であること)
- ③バス旅行代金の支払いが確認できるもの

※バス旅行代金については、貸切バス事業者への支払いが確認できるものがが必要です。

- ・申請者が団体の場合……旅行会社からの請求書と銀行振込受領書の写し(銀行振込に限る)
- ・申請者が旅行者の場合……バス会社への支払が確認できる書類の写し

※バス会社からの請求書とバス代の振込受領書、もしくはクーポンの写し等でバス旅行の実施を確認します。
旅行日・人数・申請者名等が確認できるものを提出してください。

(3)実績報告書の提出期限について

実績報告書類は、旅行後30日以内に提出すること。

但し、令和9年2月21日以降の旅行については、令和9年3月20日までに提出すること。

なお、市から補助団体への補助金の最終支払日は、令和9年4月15日とする。

期限内に報告書の提出がない場合、補助金の支払はできかねますのでご注意ください。

丹波市の昼食・観光施設等は下記の情報を参考にしてください

丹波市観光協会



丹波市周遊バス旅行促進支援事業の詳細はこちらから

R8周遊バス旅行
促進事業補助金



【お問合わせ先】

丹波市 産業経済部 商工観光課 観光係

〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井811番地

TEL:0795-88-5115

FAX:0795-74-3005

<http://www.city.tamba.lg.jp/>

